

第111回定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時予定）

開催場所

京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都
2階「春秋の間」

■目次

第111回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	35
第2号議案 定款一部変更の件	35
第3号議案 取締役7名選任の件	37

＜新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からのお願い＞

- ◎極力、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご出席は見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- ◎本年も引き続き座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は昨年並みの130席程度となります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takara.co.jp>）においてお知らせいたしますので、ご確認たまわりますようお願い申し上げます。

※本総会でのお土産の配布は中止とさせていただきます。なにとぞご理解たまわりますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
宝ホールディングス株式会社
取締役社長 木 村 睦

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご出席は見合わせていただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいようお願い申しあげます。

なお、本総会でのお土産の配布は中止とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解たまわりますようお願い申しあげます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も引き続き座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は昨年並みの130席程度となります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしく願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第111期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始は、午前9時を予定しております。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takara.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takara.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
- ◎今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takara.co.jp>）においてお知らせいたしますので、ご確認たまわりますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙の右片に記載のQRコード^{※1}をスマートフォン等^{※2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力不要です。）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要がございます。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記アドレス）へアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙の右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要がございます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様による変更後のものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するためのものです。なお、パスワードを当社および株主名簿管理人よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは、一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までです。お早めのご行使をお願いいたします。
- (2) 書面（議決権行使書）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最終のものを有効な行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やインターネット環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

4. お問合せ先（電話）について

「スマート行使」・「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関してご不明な点は、みずほ信託銀行(株) 証券代行部(下記インターネットヘルプダイヤル)までお問合せください。

0 1 2 0 - 7 6 8 - 5 2 4 (9:00~21:00) <フリーダイヤル>

以 上

※1 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2 QRコードを読み取れるアプリケーションや機能が導入されていることが必要です。

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

1. オンデマンド配信期間

2022年7月6日（水曜日）～2022年8月7日（日曜日）

※配信開始は状況により遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. 視聴方法

- (1) 上記配信期間中、当社ウェブサイト内の「株主総会」（下記アドレス）にアクセスの上、「第111回定時株主総会オンデマンド配信」をクリック（タップ）してください。

<https://ir.takara.co.jp/ja/Stock/StockholderMtg.html>

（検索エンジンにて「宝ホールディングス 株主総会」で検索ください。）



- (2) 次のIDおよびパスワードにてログインの上、ご視聴ください。

ID : 同封の議決権行使書用紙に記載の①「株主番号」（9桁半角数字）

パスワード：同封の議決権行使書用紙に記載の②「郵便番号」（ハイフンを除く7桁半角数字）*

*登録ご住所が日本国外等のため同用紙に郵便番号の記載がない場合は、ご指定の通知先（日本国内）の郵便番号

The image shows a proxy voting form titled '議決権行使書' (Proxy Voting Form). It contains fields for '株主番号' (Shareholder Number) labeled with circled 'A' and '郵便番号' (Postal Code) labeled with circled 'B'. There are also sections for '議決権行使状況' (Proxy Voting Status) and a '見本' (Sample) box.

■株主様お控えメモ欄

①株主番号 (9桁)	
②郵便番号 (7桁)	

※議決権行使書用紙に記載の株主番号（ID）および郵便番号（パスワード）は、必ずお手元にお控えください（上のメモ欄もご活用ください）。

3. ご注意

- ・ご視聴は、2022年3月31日現在において議決権を有する株主様ご本人に限定させていただきます。第三者へのIDおよびパスワードの提供は固くお断りいたします。
- ・配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- ・お使いの機器やインターネット環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

4. お問合せ先（電話）について

- (1) ID(株主番号)・パスワード(郵便番号)のお問合せ：みずほ信託銀行(株) 証券代行部
0120-288-324（土・日・祝日を除く9:00～17:00）〈フリーダイヤル〉

- (2) その他視聴に関するお問合せ：木村情報技術(株)

0952-97-9424（土・日・祝日を除く9:00～18:00）

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長引くなか、個人消費の回復は遅く、さらに原材料価格の高騰に加え年度末に向け急激な円安が進むなど、先行きの不透明感が増しております。海外においては地域差はあるものの新型コロナウイルス感染症による行動制限は緩和され経済活動の回復が期待される一方、米中貿易摩擦の長期化、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する世界的なサプライチェーンの混乱、資源価格の高騰など経済の先行きを見通すことは困難な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループは、2020年5月に公表した長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」の実行計画の第1ステップとしての「宝グループ中期経営計画2022」に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、環境変化に柔軟に対応しつつ強化すべき領域へ経営資源の配分と投下を行い、収益力を高める多様な「価値」を生み出し続ける事業構造とグローバルなコーポレート機能の再構築に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、収益認識に関する会計基準等の影響を吸収し、売上高は300,918百万円(前期比8.1%増)と増収となりました。また、売上総利益113,541百万円(同1.8%減)、営業利益43,354百万円(同100.8%増)、経常利益43,230百万円(同97.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益20,769百万円(同96.4%増)と、同会計基準等の影響を受けない営業利益以下は大幅な増益となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

〔宝酒造〕

国内の人口減少や高齢化の影響などからアルコール総消費数量の減少傾向が続くなか、コロナ禍によって変化した消費スタイルが定着しつつあります。また、資源価格の高騰に加え円安の進行により、原材料価格の上昇に歯止めがかけられない状況となっております。

このような状況のもと、宝酒造は、新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止に留意しつつ、食品メーカーとして安全・安心な商品の安定的な供給を最優先に取り組むとともに、SDGsを意識した商品など消費者ニーズを捉えた高付加価値商品の育成と、徹底的なコスト削減に取り組んでまいりました。しかしながら、昨年5月にはチューハイ製品の大規模な自主回収が発生したことを踏まえ、改めて品質管理の徹底を行っております。

当セグメントのカテゴリー別の売上状況などは次のとおりであります。

(注)なお、カテゴリー別の売上にかかる記述は収益認識に関する会計基準等適用前の金額をもとに記載しております。また、当セグメント経営成績に記載の金額は同基準適用後のものであり、営業利益を除き前期比較は記載しておりません。

焼酎では、本格焼酎が料飲店の営業自粛の影響を受け減少するなどしたため、焼酎全体では若干の減収となりました。清酒では、海外市場の回復に伴い輸出向けが増加したものの、料飲店の営業自粛の影響もあり、清酒全体では減収となりました。ソフトアルコール飲料では、“タカラ「焼酎ハイボール」”が引き続き増加基調を維持したものの、製品自主回収の影響を受け高付加価値レモンソーダが減少したため、ソフトアルコール飲料全体では若干の減収となりました。調味料では、本みりん、料理清酒などが増加したため、調味料全体では増収となりました。原料用アルコール等では減収となりました。

以上の結果、宝酒造の売上高は、収益認識に関する会計基準等の影響△29,000百万円を含め119,710百万円となりました。売上原価は90,898百万円となり、売上総利益は28,811百万円となりました。販売費及び一般管理費は、同基準等の影響△29,000百万円を含め24,676百万円となりましたので、営業利益は4,135百万円(前期比15.2%減)と減益となりました。

〔宝酒造インターナショナルグループ〕

宝酒造インターナショナルグループは、日本からの酒類の輸出や海外各地で酒類の製造・販売を行う海外酒類事業と海外の日本食レストランや小売店に日本食材などを販売する海外日本食材卸事業を展開しております。前期減収の要因となった新型コロナウイルス感染症による影響は、ワクチンの普及などにともない地域差はあるものの徐々に緩和しております。

当セグメントの売上状況などは次のとおりであります。

海外酒類事業

ウイスキーはプレミアムバーボン“Blanton’s”が引き続き好調に推移し、スコッチウイスキー“Tomatin”も売上を伸ばしました。清酒など和酒の売上もコロナ禍の影響を大きく受けた前期から回復し、日本からの輸出も増加したため、海外酒類事業の売上高は14,063百万円(前期比39.2%増)となりました。

海外日本食材卸事業

コロナ禍にあって、小売店向けの販売強化やネット販売の拡大などに努めたことに加え、主要都市でのレストラン営業再開に伴い売上は急回復し、海外日本食材卸事業の売上高は89,728百万円(前期比48.5%増)となりました。

以上の結果、セグメント内取引消去後の宝酒造インターナショナルグループの売上高は102,186百万円(前期比46.8%増)と円安の効果も含め大幅な増収となりました。売上原価は70,045百万円(同43.0%増)となり、売上総利益は32,140百万円(同56.0%増)となりました。販売費及び一般管理費は、売上の増加に伴い人件費や物流費の増加はありましたが23,667百万円(同21.0%増)にとどまったため、営業利益は8,472百万円(同712.1%増)と大幅な増益となりました。

〔タカラバイオグループ〕

タカラバイオグループは、試薬・機器事業とCDMO事業を通じ、バイオ創薬基盤技術開発を進め、新モダリティを継続的に創出する創薬企業を目指した取り組みを推進いたしました。また、新型コロナウイルスのPCR検査関連製品の安定的な供給や、ワクチンを含む再生医療等製品の製造体制整備等に積極的に取り組みました。

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、タカラバイオグループは、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開するバイオ産業支援事業をコアビジネスと位置づけております。また、遺伝子医療事業では、生物学の進展やテクノロジーの進歩により、医薬の分野では、低分子や抗体などに加え、新たに、遺伝子や細胞などを新しいモダリティ（治療手段）として開発する動きが急速に広がっています。このような状況の中、タカラバイオグループは、遺伝子治療などの再生医療等製品やワクチンの開発に必要なバイオ創薬基盤技術開発、新規臨床プロジェクトの創出、開発プロジェクトの製薬企業への導出などを通じたプロジェクト価値の最大化に向けて取り組んでおります。

タカラバイオグループの売上高は、機器および遺伝子医療が前期比で減少したものの、試薬および受託が前期比で増加いたしました。特に試薬は、一般研究用試薬がコロナ禍から回復し売上高が過去最高となり、新型コロナウイルスのPCR検査関連試薬も大幅に伸ばいたしました。売上高は67,699百万円（前期比46.9%増）と増収となり、原価率も改善したことから、売上原価は18,488百万円（同30.1%増）となりましたので、売上総利益は49,211百万円（同54.4%増）となりました。販売費及び一般管理費は、人件費および研究開発費等が増加し20,309百万円（同13.3%増）となり、営業利益は28,902百万円（同107.1%増）と増益となりました。

〔その他〕

その他のセグメントは、不動産賃貸事業、物流事業、ワイン輸入販売などがあります。当セグメントの売上高は30,719百万円（前期比5.1%増）となりました。売上原価は26,626百万円（同4.2%増）となり、売上総利益は4,093百万円（同11.2%増）となりました。販売費及び一般管理費は1,870百万円（同0.3%減）となり、営業利益は2,222百万円（同23.2%増）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め総額16,213百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

タカラバイオ株式会社

ワクチン生産体制等緊急整備事業（新設）

Takara Bio USA, Inc.

新事業所用建物の内装工事（新設）

- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修
該当事項はありません。
- ③重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

（３）資金調達の様況

当連結会計年度において、当社は社債償還資金に充当するため、無担保社債10,000百万円の発行を行いました。

なお、当社は機動的な資金調達を目的として、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定しておりますが、当連結会計年度中は借入を行っておりません。

（４）直前３事業年度の企業集団の財産および損益の様況

区 分	第 108 期 (2019年 3 月期)	第 109 期 (2020年 3 月期)	第 110 期 (2021年 3 月期)	第 111 期 (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	277,443	281,191	278,443	300,918
営 業 利 益 (百万円)	17,804	15,836	21,595	43,354
経 常 利 益 (百万円)	18,359	16,269	21,929	43,230
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,411	8,980	10,574	20,769
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	52.15	45.11	53.48	105.05
総 資 産 (百万円)	287,106	283,882	306,918	362,438
純 資 産 (百万円)	179,795	181,329	191,535	224,555
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	742.36	747.39	793.53	912.58

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第111期の期首より適用しており、第111期に係る財産および損益の様況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 の 内 容
宝酒造株式会社	100.0	酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売
宝酒造インターナショナル株式会社	100.0	グループ会社の管理、酒類・調味料の輸出販売
Takara Sake USA Inc.	(100.0)	酒類、調味料の製造・販売
Age International, Inc.	(100.0)	バーボンウイスキーの販売
The Tomatin Distillery Co. Ltd	(94.2)	スコッチウイスキーの製造・販売
FOODEX S. A. S.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Cominport Distribución S. L.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Tazaki Foods Ltd.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Mutual Trading Co., Inc.	(70.2)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Nippon Food Supplies Company Pty Ltd	(51.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
タカラバイオ株式会社	60.9	試薬、機器の開発・製造・販売、受託事業、遺伝子医療
Takara Bio USA, Inc.	(100.0)	試薬、機器の開発・製造・販売
宝生物工程(大連)有限公司	(100.0)	試薬の開発・製造・販売、受託事業
宝日医生物技術(北京)有限公司	(100.0)	試薬、機器の販売
Takara Bio Europe S. A. S.	(100.0)	試薬、機器の販売
タカラ物流システム株式会社	100.0	貨物運送業
株式会社ラック・コーポレーション	100.0	ワインの輸入販売

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合であります。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内では高齢化・人口減少や若年層の飲酒離れによる酒類市場の長期的な縮小や、人材確保難による人件費、物流費の高止まりが続くなど、今後も厳しさを増してくることが予想されます。また、海外においても、米中の通商問題等に起因する緊張の増大と、世界的な人口増加による食料、資源価格の高騰は今後も続くものと想定されます。さらに本年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻およびこれに対応する各国の経済制裁は、世界的サプライチェーンに影響を与え、資源価格の高騰に拍車をかける

ことが見込まれます。また長期化する新型コロナウイルス感染症の影響への継続的な対応も求められます。

一方で、国内のRTD市場では厳しい競争下ながらも市場の拡大が見込まれ、世界的な和酒・日本食市場は引き続き成長が期待されるほか、再生・細胞医療周辺産業やバイオ産業の市場規模は長期的な拡大が予想されており、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。また、様々な社会・環境課題への対応が世界的規模で求められ、持続可能な社会づくりに向けた企業の責任はますます大きくなってきています。

このような状況を踏まえ、当社グループでは2020年5月に2026年3月期を最終年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」を、またその実行計画の第1ステップとして「宝グループ中期経営計画2022」を策定いたしました。

「宝グループ中期経営計画2022」の概要は以下のとおりであります。

「宝グループ中期経営計画2022」

基本方針

環境変化の兆しを掴みとり、強化すべき領域へ適切な経営資源の配分と投下を行い、収益力を高める多様な「価値」を生み出し続ける事業構造とグローバルなコーポレート機能の再構築を推し進めることで、国内外での持続的な成長の実現とグループの企業価値向上に向けて足元を固める。

定量目標（2023年3月期業績予想－2022年5月12日公表）

2023年3月期 宝グループ連結

・売上高	3,010億円	（中期経営計画定量目標	3,000億円以上）
・営業利益	300億円	（同	174億円以上）
・海外売上高比率	47.6%	（同	39%以上）
・ROE	8.7%	（同	7%以上）

事業戦略

<宝酒造>

利益・利益率最優先の戦略へと転換し、和酒No.1企業としての市場支配力を活かしながら、各カテゴリー戦略の実行と、全社一体となったコスト削減と効率化の徹底によって、利益を創出し続ける企業体質へと進化する。

<宝酒造インターナショナルグループ>

国内外のグループ会社との連携をさらに強めることで、グローバル和酒No.1の地位盤石化と海外日本食材卸事業における商品調達力などの事業基盤強化を進め、世界の和酒・日本食におけるリーディングカンパニーに向けて着実に前進する。

さらに宝酒造と宝酒造インターナショナルグループにおいては、両者の協業をこれまで以上に推進し、輸出商品の開発と国内外への情報発信を強化するこ

とで、松竹梅を中心とした宝の和酒のグローバルブランド化を進めてまいります。

＜タカラバイオグループ＞

「研究用試薬・理化学機器事業」と「CDMO事業」の両輪で持続的に成長するとともに、将来の飛躍的成長に向けて、創薬アライアンスの加速と臨床開発プロジェクトの新規創出をはかる。

財務方針

- ・健全な財務体質の維持をベースに、投資効率の向上を意識した成長投資を行うとともに、収益性や効率性を改善し、ROEの向上をはかる。
- ・持続的な利益成長を踏まえた適切な株主還元を実施する。

中期経営計画最終年度の取り組み

当社グループは、安定した事業と成長性のある事業を併せ持つ当社独自の事業ポートフォリオにおいて、それぞれの事業がしっかりと自立してグローバルに展開していくこと、そしてコロナ禍において各事業で顕在化した弱みに速やかに対処し、本来の強みを伸ばすことで、環境変化に強い事業基盤の構築を目指してまいります。

＜宝酒造＞

製品自主回収の反省に立ち、安全・安心の確立に向けた取り組みを強化します。そのうえで、高付加価値商品の開発・育成力を強化し、本中計の事業戦略である「利益・利益率最優先」を実行します。一方で原材料価格の高騰を踏まえ、コスト削減、効率化の追求を継続します。

＜宝酒造インターナショナルグループ＞

事業拡大に向けたM&Aを含めた拠点拡大や、宝酒造とのグループシナジーを発揮し、市場ニーズを捉えた和酒を中心とした新商品開発を行うとともに、コロナ禍で取り組んだ販売チャネル多角化の継続・強化を進めます。また、サプライチェーンの混乱の中での安定供給や、海上運賃・人件費等の高騰への対応を強化するとともに、コスト管理、経営基盤の強化に努めることで、さらに成長を加速させます。

＜タカラバイオグループ＞

新型コロナウイルスのPCR検査関連製品の売上減少を見据えて、一般向け研究用試薬の安定的成長、新製品開発力の強化やCDMOサービスの強化、早期上市に向けた遺伝子医療プロジェクトの推進および新たなパイプラインの開発に取り組みます。また、保有する資金を研究開発や設備投資などに積極的に投下し、将来の飛躍的成長に繋げていく方針です。

グループ全体の経営を統括する当社は、グローバルに展開するグループ経営

をリードし、国内外での事業成長を支えるためのコーポレート機能強化と効率性の向上を推進し、環境変化に強いグループとしての経営基盤の礎を築いてまいります。

また、長期経営構想の策定に合わせ、社会・環境課題に対する当社グループの考え方を示す「宝グループ・サステナビリティ・ポリシー」を策定しております。「宝グループ・サステナビリティ・ポリシー」では、当社グループを取り巻く社会課題について、ステークホルダーからの期待度と当社グループの事業への影響度を考慮し、「安全・安心」をはじめとする10の重要課題（マテリアリティ）を取り上げ、持続可能な社会へ貢献するための取り組み方針を示しています。

さらに昨年6月には同ポリシーに基づく具体的な中期目標を設定した「宝グループ・サステナビリティ・ビジョン」を策定しました。

当社グループは、これからも事業活動を通じた社会的価値の創造により、ステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント（2022年3月31日現在）

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要な事業の内容は次のとおりであります。

事業セグメントの名称	主要な事業の内容
宝 酒 造	焼酎・清酒・ソフトアルコール飲料・本みりん・食品調味料・原料用アルコールの製造・販売
宝酒造インターナショナルグループ	酒類・調味料の輸出販売、海外における日本食材の輸入および卸売業ならびにウイスキー・清酒の製造・販売
タカラバイオグループ	試薬および機器の開発・製造・販売、受託事業、遺伝子医療
そ の 他	貨物運送、不動産賃貸、ワインの輸入販売

(8) 企業集団の主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

当社 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

(宝酒造)

宝酒造株式会社 本社事務所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
東京事務所 東京都中央区日本橋二丁目15番10号
支社 北海道支社 (北海道)、東北支社 (宮城県)、
首都圏支社 (東京都)、関信越支社 (群馬県)、
中部支社 (愛知県)、西日本支社 (大阪府)、
九州支社 (福岡県)
工場 松戸工場 (千葉県)、楠工場 (三重県)、
伏見工場 (京都府)、白壁蔵 (兵庫県)、
黒壁蔵 (宮崎県)、島原工場 (長崎県)

(宝酒造インターナショナルグループ)

宝酒造インターナショナル株式会社 (京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地)
Takara Sake USA Inc. (米国)
Age International, Inc. (米国)
The Tomatin Distillery Co. Ltd (英国)
FOODEX S. A. S. (仏国)
Cominport Distribución S.L. (スペイン)
Tazaki Foods Ltd. (英国)
Mutual Trading Co., Inc. (米国)
Nippon Food Supplies Company Pty Ltd (豪州)

(タカラバイオグループ)

タカラバイオ株式会社 本社 滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
事業所 草津事業所 (滋賀県)
Takara Bio USA, Inc. (米国)
宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国)
宝日医生物技術 (北京) 有限公司 (中国)
Takara Bio Europe S. A. S. (仏国)

(その他)

タカラ物流システム株式会社 (京都府)
株式会社ラック・コーポレーション (東京都)

(9) 企業集団の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
宝 酒 造	1,274名	41名減
宝酒造インターナショナルグループ	1,488名	121名増
タカラバイオグループ	1,666名	127名増
そ の 他	322名	21名減
当 社	184名	-
合 計	4,934名	186名増

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,665百万円
農 林 中 央 金 庫	1,340百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額15,000百万円）があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 199,699,743株（自己株式1,995,577株を含む。）
- (3) 株主数 49,592名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,365	19.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,627	6.39
株式会社みずほ銀行	9,738	4.93
農林中央金庫	9,500	4.81
明治安田生命保険相互会社	5,370	2.72
株式会社京都銀行	5,000	2.53
東京海上日動火災保険株式会社	3,878	1.96
国分グループ本社株式会社	3,489	1.77
宝グループ社員持株会	3,115	1.58
日本アルコール販売株式会社	3,000	1.52

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
2. 持株比率は、自己株式（1,995千株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 宮 久	宝酒造株式会社代表取締役会長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役会長、 タカラバイオ株式会社取締役会長
代表取締役社長	木 村 睦	宝酒造株式会社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社取締役
取締役	仲 尾 功 一	タカラバイオ株式会社代表取締役社長
取締役	村 田 謙 二	宝酒造株式会社代表取締役社長
取締役	高 橋 秀 夫	人事、総務、環境広報、品質保証担当
取締役	森 圭 助	事業管理、財務・IR、経理、事業支援・IT推進担当
取締役	吉 田 寿 彦	吉田寿彦税理士事務所税理士
取締役	友 常 理 子	弁護士 田辺総合法律事務所パートナー、 株式会社弘電社社外取締役（監査等委員）
取締役	川 上 智 子	早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科教授
常勤監査役	三 井 照 明	宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役
常勤監査役	山 中 俊 人	
常勤監査役	鈴 木 洋 一	宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役
常勤監査役	松 永 論	
監査役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士、 大崎電気工業株式会社社外監査役、 東京都労働委員会委員

(注) 1. 「重要な兼職の状況」について

当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社（1.（5）「重要な子会社の状況」に記載）における重要な職務を記載の対象としております。

- 取締役 吉田寿彦、友常理子および川上智子の3氏は、社外取締役であります。
- 常勤監査役 山中俊人および松永 論ならびに監査役 北井久美子の3氏は、社外監査役であります。
- 取締役 吉田寿彦、友常理子および川上智子ならびに常勤監査役 山中俊人および監査役 北井久美子の5氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に對し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
- 常勤監査役 三井照明氏は当社の経理部門の責任者としての業務経験等を通じて、また、常勤監査役 山中俊人および松永 論の両氏はともに金融機関での長年の業務経験その他を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
 - (1) 2021年6月29日開催の第110回定時株主総会において、鈴木洋一および松永 諭の両氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任しました。
 - (2) 2021年6月29日付で、監査役 渡邊西造氏は辞任により、監査役 三枝智之氏は任期満了により、それぞれ退任しました。
 - (3) 2021年6月29日開催の監査役会において、監査役 鈴木洋一および松永 諭の両氏は常勤監査役に新たに選定され、それぞれ就任しました。
7. 2022年4月1日付で取締役の担当を一部変更し、次のとおりとしました。
取締役 高橋秀夫 人事、総務、環境広報担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する基本方針等

当社の取締役および監査役の報酬は、株主総会決議に基づくそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき、取締役については代表取締役社長が、他の代表取締役との協議および指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会決議により委任を受けて決定することとし、また、監査役については監査役の協議により決定することとしております。なお、「役員報酬内規」の条項の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとしております。

当社の業務執行取締役の報酬は、役位および役割に応じた固定報酬とインセンティブの強化を目的とする業績連動報酬とで構成し、社外取締役および監査役の報酬は、その役割に鑑み、固定報酬のみとしております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる次の方針を決定しております。

a. 固定報酬の額の決定等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、役位および役割に応じて、当社の業績その他経済状況等も考慮しながら総合的に勘案してその額を決定するものとし、毎月一定の時期に支給するものとしております。

b. 業績連動報酬の額の決定等に関する方針

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとにその額を決定するものとし、毎月一定の時期に支給するものとしております。前事業年度の業績評価点数は、当社が最も重視すべき経営指標として位置付けている連結営業利益を主たる評価指標として算定することとしております。

- c. 業務執行取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、すべての役位において、固定報酬の額と業績連動報酬の標準額との割合を1：1とすることを基本としてそれぞれの額を決定することとしております。

- d. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役会決議により当社の取締役の報酬の決定の委任を受ける代表取締役社長の権限は、本方針に沿って各取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬のそれぞれの額を決定することとし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長によるこれらの決定にあたっては、他の代表取締役との協議および指名・報酬委員会の審議を経ることとしております。

② 当事業年度にかかる報酬等の総額等

役員区分	固定報酬額		業績連動報酬額		合計 (百万円)
	対象員数	総額 (百万円)	対象員数	総額 (百万円)	
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	115 (22)	6名 (-)	113 (-)	228 (22)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	89 (48)	- (-)	- (-)	89 (48)
合計 (うち社外役員)	16名 (7名)	205 (70)	6名 (-)	113 (-)	318 (70)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。上記の監査役の人数と相違しておりますのは、上記には、2021年6月29日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれているためであります。
3. 業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとに、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て決定しております。前事業年度の業績評価点数は、連結営業利益を主たる評価指標として算定しております。これは、連結営業利益を最も重視すべき経営指標として位置付けているためであります。連結営業利益の実績は、前記1.（4）「直前3事業年度の企業集団の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、固定報酬額については、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において年額136百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。同総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。
- また、業績連動報酬額（社外取締役以外の取締役を対象）については、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において年間につき前事業年度の連結営業利益の1%相当額以内と決議いただいております。同総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名であります。
- なお、これらの額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません。

5. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第106回定時株主総会において年額120万円以内と決議いただいております。同総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であります。
6. 当事業年度にかかる各取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬のそれぞれの額に関しては、取締役会は、代表取締役社長 木村 睦氏にその決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の個々の業績の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、委任された権限が適切に行使されるよう、これらの決定にあたっては、他の代表取締役との協議を経ております。
また、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容については、2022年1月に設置した委員の過半数を独立社外取締役で構成している指名・報酬委員会において、前記①ロ、記載の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等」に沿ったものであると確認したことを含め了承され、同委員会からその旨の助言を得ていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 吉田寿彦、友常理子および川上智子ならびに社外監査役 山中俊人、松永 諭および北井久美子の6氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および日本国内の子会社（タカラバイオ株式会社を除く11社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約を更新しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者または社外役員等の兼職の状況

地位	氏名	兼職先および兼職の状況
社外取締役	友常理子	弁護士 田辺総合法律事務所 パートナー 株式会社弘電社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	川上智子	早稲田大学大学院 商学大学院 経営管理研究科 教授
社外監査役	北井久美子	大崎電気工業株式会社 社外監査役

（注）上記各兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役

氏名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
吉田 寿彦	<p>当事業年度中に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。また、2022年1月に設置した指名・報酬委員会の委員長として、取締役候補者の指名や取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保する機能を担っております。</p>
友常 理子	<p>当事業年度中に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。また、2022年1月に設置した指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名や取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保する機能を担っております。</p>
川上 智子	<p>当事業年度中に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。また、2022年1月に設置した指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名や取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保する機能を担っております。</p>

ロ. 社外監査役

氏 名	出席状況および発言状況
山 中 俊 人	当事業年度中に開催された取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
松 永 論	当事業年度中、監査役就任後に開催の取締役会10回および監査役会10回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
北 井 久美子	当事業年度中に開催された取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた労働法制等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	139百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として気候関連財務情報開示への対応に関する助言指導業務等についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査内容、職務執行状況および監査報酬の推移等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定することといたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	232,323	流動負債	79,151
現金及び預金	80,445	支払手形及び買掛金	20,973
受取手形及び売掛金	62,856	短期借入金	5,497
電子記録債権	7,403	1年内償還予定の社債	10,000
有価証券	1,179	未払酒税	7,172
商品及び製品	63,172	未払費用	5,579
仕掛品	2,012	未払法人税等	6,602
原材料及び貯蔵品	7,458	賞与引当金	3,161
その他	8,243	その他	20,164
貸倒引当金	△449	固定負債	58,730
固定資産	130,114	社債	20,000
有形固定資産	79,747	長期借入金	15,248
建物及び構築物	32,682	リース債務	3,005
機械装置及び運搬具	15,006	繰延税金負債	3,969
土地	20,170	退職給付に係る負債	8,944
リース資産	907	その他	7,562
建設仮勘定	1,782	負債合計	137,882
その他の他	9,198	純 資 産 の 部	
無形固定資産	15,360	株主資本	163,976
のれん	10,070	資本金	13,226
その他	5,290	資本剰余金	2,499
投資その他の資産	35,006	利益剰余金	149,933
投資有価証券	29,228	自己株式	△1,682
退職給付に係る資産	907	その他の包括利益累計額	16,443
繰延税金資産	2,682	その他有価証券評価差額金	12,216
その他	2,253	繰延ヘッジ損益	412
貸倒引当金	△64	為替換算調整勘定	4,330
		退職給付に係る調整累計額	△515
		非支配株主持分	44,135
		純資産合計	224,555
資産合計	362,438	負債純資産合計	362,438

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		300,918
売 上 原 価		187,376
売 上 総 利 益		113,541
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		70,187
営 業 利 益		43,354
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	176	
受 取 配 当 金	590	
不 動 産 賃 貸 料	157	
そ の 他	568	1,492
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	330	
為 替 差 損	807	
そ の 他	477	1,615
経 常 利 益		43,230
特 別 利 益		
国 庫 補 助 金	4,470	
そ の 他	188	4,658
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	4,470	
製 品 自 主 回 収 関 連 損 失	1,190	
そ の 他	1,267	6,928
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		40,961
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,900	
法 人 税 等 調 整 額	△309	11,590
当 期 純 利 益		29,370
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,601
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		20,769

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	39,500	流動負債	19,140
現金及び預金	28,743	短期借入金	4,725
売掛金	399	1年内償還予定の社債	10,000
前払費用	159	未払金	687
短期貸付金	8,304	未払消費税等	31
その他	1,894	未払費用	398
固定資産	95,226	未払法人税等	78
有形固定資産	3,372	預り金	2,820
建物	863	賞与引当金	188
構築物	54	その他	209
車両運搬具	21	固定負債	41,599
工具、器具及び備品	261	社債	20,000
土地	2,066	長期借入金	15,100
リース資産	106	繰延税金負債	5,014
無形固定資産	584	退職給付引当金	907
ソフトウェア	566	長期預り金	270
その他	17	その他	306
投資その他の資産	91,268	負債合計	60,740
投資有価証券	24,153	純資産の部	
関係会社株式	57,562	株主資本	62,094
長期貸付金	8,907	資本金	13,226
その他	682	資本剰余金	3,158
貸倒引当金	△36	資本準備金	3,158
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	47,392
		利益準備金	3,305
		その他利益剰余金	44,087
		固定資産圧縮積立金	234
		別途積立金	35,000
		繰越利益剰余金	8,852
		自己株式	△1,682
		評価・換算差額等	11,892
		その他有価証券評価差額金	11,892
		純資産合計	73,986
資産合計	134,726	負債純資産合計	134,726

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 収 入		9,209
営 業 費 用		
営 業 原 価	2,617	
販売費及び一般管理費	1,963	4,580
営 業 利 益		4,628
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	695	
そ の 他	21	717
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	183	
社 債 発 行 費	72	
そ の 他	35	291
経 常 利 益		5,054
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	9	9
税 引 前 当 期 純 利 益		5,046
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153	
法 人 税 等 調 整 額	△7	146
当 期 純 利 益		4,900

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

宝ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 知美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

宝ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 知美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行った他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、海外を含む子会社から事業の報告を受け、必要に応じて訪問あるいはオンライン形式で業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

宝ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	三井照明	Ⓢ
常勤監査役	山中俊人	Ⓢ
常勤監査役	鈴木洋一	Ⓢ
常勤監査役	松永諭	Ⓢ
監査役	北井久美子	Ⓢ

(注) 常勤監査役山中俊人、常勤監査役松永諭及び監査役北井久美子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置付け、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくこととしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期より16円増額して、次のとおり1株につき37円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金37円
総額金7,315,054,142円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うとともに、その効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります。〈変更案第17条第1項〉
 - ②当該電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲について、法務省令の定めに基づき限定することができるようにするための規定を新設するものであります。〈変更案第17条第2項〉
 - ③株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。〈現行定款第17条〉
- (2) 経営環境の変化に対応してより機動的な意思決定を行うため、定款に定める取締役の員数の上限を10名から7名に変更するものであります。〈第20条〉

変更の内容

現行定款と変更案の対照は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大宮 久、木村 睦、仲尾功一、村田謙二、高橋秀夫、森 圭助、吉田寿彦、友常理子および川上智子の9氏全員が任期満了となります。

つきましては、経営環境の変化に対応してより機動的な意思決定を行うため2名減員し、取締役7名を選任願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）ならびに当社の定める取締役候補者の基準および社外役員の独立性判断基準につきましては、43頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名 生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">きむらむつみ 木村睦</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">1963年2月3日生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社株式の数 83,900株 ●当社との特別の利害関係なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2002年4月 タカラバイオ株式会社取締役</p> <p>2004年6月 同社常務取締役</p> <p>2007年6月 同社専務取締役</p> <p>2009年5月 同社取締役副社長</p> <p>2009年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>2014年6月 当社取締役、宝酒造株式会社専務取締役</p> <p>2016年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社専務取締役</p> <p>2017年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社取締役</p> <p>2017年7月 当社代表取締役副社長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長、 宝酒造株式会社取締役</p> <p>2018年6月 当社代表取締役社長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長、 宝酒造株式会社取締役</p> <p>2020年4月 当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社取締役 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 取締役 宝酒造インターナショナル株式会社 取締役
	<p>●取締役候補者とした理由</p> <p>当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮し、また、当社グループの経営企画、財務、経理等の分野における豊富な経験と実績および海外事業にも携わるなどの経験を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	なか お こう いち 仲 尾 功 一 【再任】 1962年6月16日生 ●所有する当社株式の数 22,600株 ●当社との特別の利害関係 下記参照 ●当期取締役会出席状況 13回中13回	1985年4月 当社入社 2002年4月 タカラバイオ株式会社取締役 2003年6月 同社常務取締役 2004年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役副社長 2009年5月 同社代表取締役社長 2009年6月 当社取締役、 タカラバイオ株式会社代表取締役社長 現在に至る ●重要な兼職の状況 タカラバイオ株式会社 代表取締役社長
	●取締役候補者とした理由 当社グループのバイオ事業における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。 ●当社との特別の利害関係について 当社は、同氏が代表取締役を務めるタカラバイオ株式会社との間に次の取引があります。 ・当社保有商標の使用許諾 ・情報システムに係る運用・保守受託、開発受託、機器賃貸および機器・ソフトウェア・サプライ品販売 ・事務所（同社所有建物の一部）の賃借	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	たか はし ひで お 高 橋 秀 夫 【再任】 1961年12月 7 日生 ●所有する当社株式の数 20,300株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回	1985年4月 当社入社 2016年6月 宝酒造株式会社執行役員 2017年6月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社監査役 2020年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役 2021年6月 当社取締役 現在に至る ●当社における現担当 人事、総務、環境広報担当
4	もり けい すけ 森 圭 助 【再任】 1962年7月 8 日生 ●所有する当社株式の数 20,000株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回	1985年4月 当社入社 2017年6月 当社執行役員 2017年7月 当社執行役員、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役 2018年6月 当社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役 2020年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役 2021年6月 当社取締役 現在に至る ●当社における現担当 事業管理、財務・IR、経理、事業支援・IT推進担当
●取締役候補者とした理由 当社グループの経営企画等に関する分野における豊富な経験と実績を有するとともに、 当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者とし ました。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	<p>よし だ とし ひこ 吉 田 寿 彦</p> <p>【再任】</p> <p><社外><独立></p> <p>1955年3月18日生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 ●当社社外取締役在任期間 6年（本総会終結時） 	<p>1973年4月 国税庁仙台国税局入局</p> <p>2003年7月 財務省主税局主税調査官</p> <p>2004年7月 国税庁東京国税局銚子税務署長</p> <p>2006年7月 同庁東京国税局課税第二部酒類業調整官</p> <p>2007年7月 同庁課税部酒税課酒税企画官</p> <p>2009年7月 同庁東京国税局総務部企画課長</p> <p>2010年7月 同庁東京国税局課税第二部酒税課長</p> <p>2012年7月 同庁課税部消費税室長</p> <p>2014年7月 同庁高松国税局長</p> <p>2015年7月 同庁退官</p> <p>2015年8月 吉田寿彦税理士事務所税理士（現職）</p> <p>2016年6月 当社社外取締役（現職）、 宝酒造株式会社取締役（非業務執行取締役） （2017年6月まで） 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要な兼職の状況 吉田寿彦税理士事務所 税理士
	<ul style="list-style-type: none"> ●社外取締役候補者とした理由等 	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。 ・同氏はこれまで社外役員または非業務執行役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 ・同氏は、上記略歴のとおり、2017年6月まで当社の子会社である宝酒造株式会社の取締役（非業務執行取締役）であったことがあります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p>とも つね まさ こ 友 常 理 子 (戸籍上の氏名 井崎理子)</p> <p>【再任】</p> <p><社外><独立></p> <p>1972年2月17日生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 ●当社社外取締役在任期間 4年(本総会終結時) 	<p>2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)、 田辺総合法律事務所入所</p> <p>2010年4月 自衛隊員倫理審査会委員(2020年3月まで)</p> <p>2013年4月 田辺総合法律事務所パートナー(現職)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役(現職)</p> <p>2020年6月 株式会社弘電社社外取締役(監査等委員)(現職)</p> <p>現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要な兼職の状況 田辺総合法律事務所 パートナー 株式会社弘電社 社外取締役(監査等委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ●社外取締役候補者とした理由等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるときともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。 ・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 	

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	かわ かみ とも こ 川 上 智 子 【再任】 <社外><独立> 1965年5月3日生 ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 ●当社社外取締役在任期間 3年（本総会終結時）	2000年4月 関西大学商学部専任講師 2002年4月 関西大学商学部助教授 2003年4月 ワシントン大学 Foster School of Business 客員研究員 （2004年3月まで、および2007年10月から 2008年3月まで） 2007年4月 関西大学商学部准教授 2009年4月 関西大学商学部教授（2015年3月まで） 2012年8月 INSEAD ブルーオーシャン戦略研究所（フランス） 客員研究員（現職） 2013年1月 ワシントン大学 Foster School of Business フルブライト研究員（2013年3月まで） 2013年10月 南洋理工大学アジア消費インサイト研究所 （シンガポール）リサーチフェロー （2018年7月まで） 2015年4月 早稲田大学大学院 商学大学院 経営管理研究科 教授（現職） 2016年4月 早稲田大学総合研究機構 早稲田ブルー・オーシャン 戦略研究所（現：早稲田ブルー・オーシャン・シフト 研究所）幹事（現職） 2019年4月 早稲田大学総合研究機構 マーケティング 国際研究所所長（現職） 2019年6月 当社社外取締役（現職） 2019年12月 公認会計士試験 試験委員（2021年11月まで） 現在に至る ●重要な兼職の状況 早稲田大学大学院 商学大学院 経営管理研究科 教授
	●社外取締役候補者とした理由等 ・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、 同氏はこれまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験 と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映され るものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしているこ とによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行 うための役割を期待するものであります。 ・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありません が、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断してあります。	

- (注) 1. 吉田寿彦、友常理子および川上智子の3氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準をそれぞれ満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をそれぞれしております。
2. 当社は、吉田寿彦、友常理子および川上智子の3氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、本議案においてこれら3氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、前記事業報告4. (4)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案において候補者7氏の選任が承認された場合、当該7氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名	企業経営 経営戦略	財務 会計 税務	法務 コンプライアンス	人事 労務	研究開発 製品技術	ブランド戦略 マーケティング	海外ビジネス 国際性
木村 睦	●	●	●	●			●
仲尾功一	●		●	●	●	●	●
高橋秀夫			●	●			
森 圭助	●	●					
吉田寿彦		●	●				
友常理子			●	●			
川上智子	●					●	●

取締役候補者の指名に関する方針と手続

取締役候補者の指名については、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の代表取締役との協議および指名・報酬委員会の審議を経て取締役会に提案し、決議している。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- ・業務執行取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

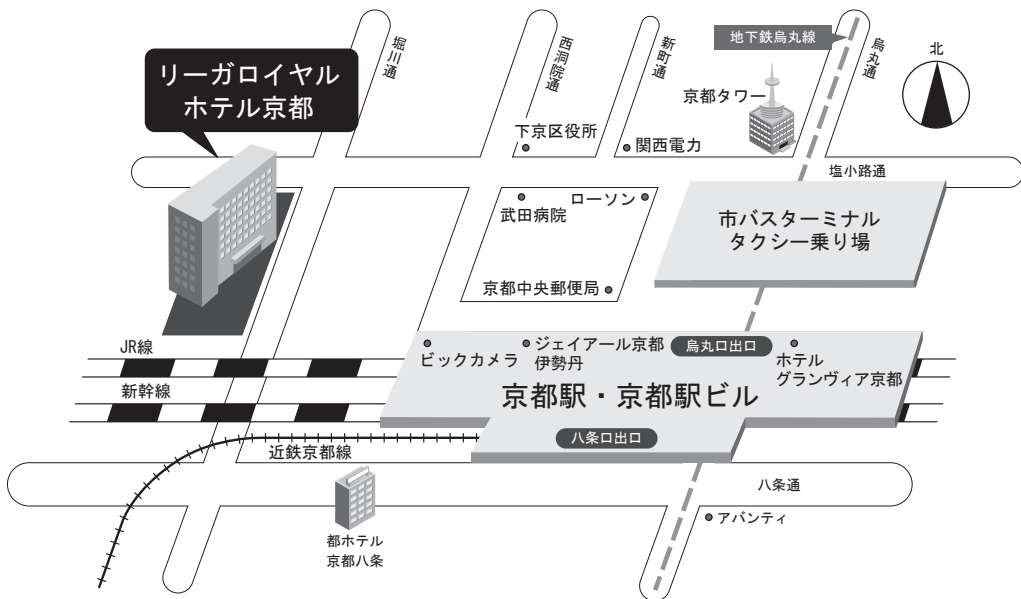
1. 現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。
当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。
2. 現在および過去5年間に於いて、次のすべての要件を満たすこと。
 - (1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
 - (3) 当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (5) 当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
 - (7) 当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (8) 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (9) 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
 - (10) 近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあつては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場

京都市下京区東堀川通塩小路下松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」



※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会でのお土産の配布は中止とさせていただきます。なにとぞご理解たまわりますようお願い申し上げます。